

## 法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長について

### 3指定都市合同で神奈川県に対し要請を行いました

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対処するため、法人県民税及び法人事業税の超過課税が概ね5年ごとに延長しながら実施されており、本年10月には、現行制度の期限が到来するところです。

本日（8月28日）、横浜市は、川崎市及び相模原市と合同で、法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長について、神奈川県に対し要請活動を行いましたので、お知らせします。

#### 要請概要

法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長に関する緊急要請（別紙）

○超過課税の活用事業の実施による効果をデータに基づき客観的に検証すること。また、社会経済環境が変化している中、超過課税を負担しなければならない納税者に、超過課税の必要性について十分かつ丁寧な説明を行うこと。

○指定都市への情報提供について、丁寧に行っていただくとともに、超過課税における指定都市市域内の税収負担額を踏まえ、県施行事業による各指定都市への還元状況及び補助金の交付割合のあり方について、指定都市との間で十分に共有及び協議・調整を行うこと。

#### <参考>現行制度の概要

適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31までの間に終了する事業年度分（5年間）
活用目的	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進 ・災害に強い県土づくりの推進 ・県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備
税率	法人県民税：1.8%（標準税率は1%） 法人事業税：特別法人事業税（国税）と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるよう設定

#### お問合せ先

財政局財政課長 田島 徹哉 Tel 045-671-2230



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

